

(前のページから)

考え、学区制の復活と特色ある高校づくりをすすめた

4月から「子ども・子育て支援法」が具体的に動き出した。市町村は、10年かけて認定こども園を整備する。そこに、私たちが実践してきた同和保育の魂を市町村交渉で打ち込んでほしい。同和保育を認定こども園の核にしたと取り組みをすすめる。

青年部が組織化されていない。子ども会のない地域ではまず、子どもたちにかかわることがまず第一歩。障害者差別解消法、障害者総合支援法など、あまり認知されていない。福祉サービスがあるにもかかわらず受けられない。そういう情報を支部が発信をして

来年春から「障害者差別解消法」の具体的な施策など、とりくみがスタートする。しかし、政府方針もさることながら、取り組みを実施する自治体の態勢がまったくみえてこないのがある。この法が実効あるものになるかどうかのカギは「民間」の対応にかかっている。これまでも、例えば「罰金を払ってでも」という企業の姿勢によって守られていない現実がある。今回の法律では、①障がい者を理由に排除すること②社会的障壁によって権利が奪われている③社会的障壁を取り除く社会的配慮をしないことなどが「差別」と規定されているが、とくに「社会的障壁」と、それを取り除こうとする「社会的配慮」についての「具体的策」と

それぞれの当事者に呼びかけることが大切。また、合理的配慮について、国から具体的に出されていらない。今秋の対県交渉でもここが焦点になる。県連として、学習の機会を提供する。住宅問題では、コミュニティバランスが崩れはじめ、市町村でも温度差がある。芦原の住宅戸数の約2割が空きになっている現状がある。地元も議論してほしい。

家賃問題は、県が通達を出す。市町村との話し合いで決めていくことが基本。コミュニティバランスをとるための家賃設定をすすめてほしい。狭山の現地調査はほとんど参加してください。

啓発がまったくみえないのである。

また「同和対策事業」の推進に際して経験した「ねたみ意識」「逆差別論」という過ちを繰り返す可能性をもっている。「社会的配慮」という言葉を表面的

女性部定期大会 女性部第39回定期大会 2015年6月21日 同和企業センター

県連女性部第39回定期大会を6月21日、同和企業センターでひらき、各支部より74人が参加した。

はじめに中澤前執行委員長に黙祷をささげた。野入香織さん(平井)が水平社宣言を朗読。議長団に中井喜美子さん(田辺)と若松輝代さん(善明寺)を選出。主催者を代表して山本・女性対策部長は、昨年、中澤委員長が亡くなり新体制となった。今の時代にどのような活動ができるか、女性独自の要求を運動にいかし活動していかなければならない。今大会で提案される運動方針について活発な意見を期待するとあいさつした。県連を代表して藤本・執行委員長は、「同対審」答申50年。これは部落の厳しい状況のなかで勝ち



山本昌代・女性部長

主張 社会的障壁を取り除き、 被差別当事者の声を 社会へ反映させよう!

にとらえ、上から目線で障がい者の「人」として当然の権利を「無理難題」と考え、差別を増幅させてしまう可能性があるのである。こうしたことを考えると、行政の姿勢と社会啓発が緊急の課題である。また「県」及

また「福祉」が部落を素通りしてきたという経験を

「生活困窮者対策」「子ども子育て対策」「地域福祉計画」の見直しなどであるが、これ

「市町村」の「方針」「要領」の策定が急務である。

また「同対審」答申50年の年である。「答申」は、部落差別を許すことのできない社会として①具体的な施策②教育啓発③差別的禁止と被害者の救済の三つの「法」の制定を求めている。この「答申」の意義を再確認し、その精神が部落差別的撤廃はもろろん、あらゆる差別に通じるものであることを見極め、差別的撤廃と生活と権利を確立するとりくみをさらにすすめていこう!

取ったもの。水平社宣言を、世界記憶遺産にと動いている。宣言の意味を再度学習していきたいとあいさつした。つづいて、藤本・特別執行委員より、4月の統一地方選挙でのお礼と県議会での人権侵害の法案を通すよう国会に要請することが報告された。つづいて、松井・青年部長は、お互い共通の課題が多いこと、女性部との合同学習会をこれからも続けていくことが語られた。

湯浅共闘会議

第37回部落解放湯浅町共闘会議定期総会を6月4日、湯浅町総合センターで約120人が結集してひらかれた。

総会は、議長団、運営委員など総会役員を選出したのち、主催者を代表して阪井達夫・湯浅町共闘議長からあいさつがあった。

来賓として、杉谷雅史・県共闘会議議長、宮本・県連書記次長、石塚和夫・有田振興局長、中美二・湯浅町副町長、松本典久・湯浅町議会議長のあいさつがあった。

つづいて、活動報告や活動方針、さらに役員選考報告などが提案され、活発な討論の後、原案のとおり採択された。さらに、全役員の留任が賛成多数で可決され、閉会した。

生課課長の富松真矢さんよりあいさつがあった。2014年経過報告を宮本陸・事務局長が報告し、2015年度運動方針(案)を坂下君代・副部長と山本はつ美・対策部長が提案した。参加者から、解放保育の

狭山事件を 考えよう

20歳のころ、田辺支部青年部員として狭山中央集會に参加したのが狭山事件を深く知ったきっかけだった。支部での活動として狭山の学習会をおこなっていたが、全国の仲間とともに狭山を闘う多くの人たちが狭山事件の不当性、石川さんの無罪を訴える姿をみたとき、驚きと同時に感動したことをこの原稿を書きながら思い出した。

約40年の年月がたち、狭山のとりくみをおこなうなかで、大きな疑問がある。それは、多くのえん罪事件

部落差別がある限り、自分の子どもや孫も同じようなことが起こるかもしれないと思うと、これからは狭山再審・石川無罪を勝ち取るため、全力でとりくむ。(大西重美)

文化の窓

「日本国憲法」

-大阪おばちゃん語訳-

谷口真由美著、文芸春秋刊出版、ISBN978-4-16-390181-7

あめちゃん、ヒョウ柄を愛する大阪のおばちゃんが、憲法を語る!



谷口真由美こと、日本おばちゃん党代表代行が語る日本国憲法の語訳は、こてこての関西弁で記されている。「改憲違憲」などはよく聞くが、そもそも憲法とは? 9条とは? 自衛隊は違憲? すべての疑問を解決する必読の一冊。

◆お問い合わせは、県連・教宣部まで
TEL 073-473-2301